

香取広域市町村圏事務組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例

令和6年2月16日

条例第6号

香取広域市町村圏事務組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成19年香取広域市町村圏事務組合条例第20号）の全部を改正する。

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17の規定による長期継続契約を締結することができる契約については、香取市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成18年香取市条例第56号）の例による。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。